

千葉県報

定例
令和5年9月22日

第13874号

千葉県報

令和5年9月22日(金曜日)

主要目次

告示	一	土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除
告示	一	土地改良区定款の変更認可
告示	一	保安林の指定(二件)
告示	二	選挙管理委員会告示
告示	二	市原市長及び市原市議会議員一般選挙の審査の申立てに対する裁決
告示	二	公安委員会告示
告示	五	道路交通法第八十条の三十二の二第一項の規定による運転免許取得者等教育の認定
告示	五	道路交通法第八十条の三十二の三第一項の規定による運転免許取得者等検査の認定
告示	六	告示
告示	七	大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の新設の届出
告示	八	土地改良事業計画の変更認可申請の適当の決定及び関係書類の縦覧
告示	八	都市計画生産緑地地区の関係図書の縦覧
告示	八	特定調達公告
告示	八	入札公告
告示	九	落札者等の公告

告示

示

千葉県告示第三百六十九号
 土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、令和五年千葉県告示第二百二十六号(土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定)で指定した特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域の全部について次のとおり指定を解除する。
 令和五年九月二十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 指定を解除する区域 佐倉市大作一丁目四番一の一部(別図のとおり)
 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 カドミウム及びその化合物

三 当該区域において講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去
 (「別図」は、省略し、千葉県環境生活部水質保全課に備え置いて縦覧に供する。)

千葉県告示第三百七十号
 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、千葉県手賀沼土地改良区の定款の変更を令和五年九月十三日付けで認可した。
 令和五年九月二十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県告示第三百七十一号
 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、次の森林を保安林に指定する。
 令和五年九月二十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 保安林の所在場所
 長生郡一宮町一宮字本給大坂五、八五八番
 指定の目的
 土砂の崩壊の防備

指定施業要件

1 立木の伐採の方法
 (一) 主伐は、択伐による。
 (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度
 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を千葉県農林水産部森林課及び長生郡一宮町役場に備え置いて縦覧に供する。)

千葉県告示第三百七十二号
 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、次の森林を保安林に指定する。
 令和五年九月二十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 保安林の所在場所
 長生郡長南町蔵持字明神下二四八番

<p>二 指定の目的 土砂の崩壊の防備</p> <p>三 指定施業要件</p> <p>1 立木の伐採の方法</p> <p>(一) 主伐は、択伐による。</p> <p>(二) 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>2 立木の伐採の限度</p> <p>次のとおりとする。</p> <p>(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を千葉県農林水産部森林課及び長生郡長南町役場に備え置いて縦覧に供する。)</p>	<p>申立人は原決定を不服として、当委員会に対し、原決定を取り消し、本件選挙及び本件選挙の当選人の当選を無効とする旨の裁決を求めて審査の申立てをしたものである。</p> <p>当事者の主張の要旨</p> <p>第1 申立人の主張</p> <p>1 選挙の効力について</p> <p>本件選挙の告示から当選人の決定までに関与した市委員会の委員4名について、以下の行為が地方自治法（昭和22年法律第67号）第182条に規定する「選挙管理委員は、（略）、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するもの」に違反しており、選挙の手續に重大な影響があったことから、本件選挙の効力の無効又は取消しを求める。</p> <p>(1) 市委員会が、労務者への茶菓及び弁当の提供について、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。）を誤って解釈し、立候補予定者説明会用の資料を作成し、配布したことにより、候補者が誤った解釈をした。</p> <p>(2) 市委員会の委員4名は、地方自治法第204条の2の違反となった市原市特別職の職員等の給与および費用弁償支給に関する条例（昭和38年市原市条例第85号。以下「条例」という。）に基づき、違法に受け取った公金を市原市に返還しない業務上横領をしている。</p> <p>また、市長と市議会議員の公選法第199条の2第1項及び第2項違反の刑事告発をせず、自首することの説得もせず、立候補届出時に虚偽の宣誓書を添付させ立候補させるという手続違反があった。</p> <p>申立人は、市委員会に提出した要望書で、市長と市原市議会議員の公選法第199条の2第1項、第2項の寄附の違反を千葉県地方検察庁へ告発することを求めたが放置された。市委員会の委員長は平成27年6月まで市議会議員であったことから明らかに違法行為の隠ぺいを続けている。</p> <p>さらに、市委員会の委員4名は、選挙長や本件選挙の投票立会人、開票立会人に違法な条例による報酬として選挙の効力に問題ないよう公金支出をしたので買収し、選挙の強行をした。</p> <p>(3) 市委員会委員長が本件選挙の選挙長を兼任したのは、地方自治法第182条違反である。</p> <p>2 当選の効力について</p> <p>市委員会は、本件選挙の当選人の公選法第199条の2第1項及び第2項の寄附の違反を承知して隠ぺいし、当選人にした。本件選挙が無効なら本件選挙の当選の効力も無効となる。</p> <p>第2 市委員会の主張</p> <p>1 選挙の効力について</p> <p>以下のとおり市委員会の委員4名が地方自治法第182条に違反している事実はな</p>
<p>選挙管理委員会告示</p>	
<p>千葉県選挙管理委員会告示第四十三号</p> <p>令和五年六月三十日付けをもって市原市生貝健二から提出のあった同月四日執行の市原市長選挙及び市原市議会議員一般選挙における選挙の効力及び当選の効力に関する審査の申立てに対し、次のとおり裁決した。</p> <p>令和五年九月二十二日</p>	
<p>千葉県選挙管理委員会告示第四十三号</p> <p>裁 決 書</p> <p>千葉県市原市</p> <p>審査申立人 生貝 健二</p>	
<p>上記審査申立人から、令和5年6月30日をもって提起された同月4日執行の市原市長選挙及び市原市議会議員一般選挙における選挙の効力及び当選の効力に関する審査の申立てについて、当委員会は次のとおり裁決する。</p> <p>主 文</p> <p>本件審査の申立てを棄却する。</p>	
<p>事 案 の 概 要</p> <p>審査申立人（以下「申立人」という。）は、令和5年6月4日執行の市原市長選挙及び市原市議会議員一般選挙（以下「本件選挙」という。）について、同月9日に市原市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）に対し、選挙の効力及び当選の効力に関する異議の申出をしたところ、市委員会は同月28日にこの異議の申出を棄却する旨の決定（以下「原決定」という。）をし、同月29日に申立人に対して決定書を交付し、同日に決定書の要旨を告示した。</p>	

<p>く、公選法第205条第1項の規定による、選挙無効の原因となり得べき違法事由に該当すべき事実もないことから申立人の主張に理由はない。</p> <p>(1) 茶菓及び弁当の提供について、公選法の解釈を誤った事実はなく、申立人の主張は事実ではない。</p> <p>(2) 地方自治法の条文が繰り下がりとなる改正があった際に、条例の改正がされていなかったとしても、地方自治法第203条の2第5項において条例で定めることとなつている事項が、条例で規定されていることから、条例に違法性はないものと判断している。</p> <p>また、申立人が提出した要望書の内容に市委員会として犯罪があると思料するだけの根拠は無かつた。</p> <p>(3) 公選法第75条で、選挙長の資格要件は当該選挙の選挙権を有する者と規定されており、他の条文で制限する規定もないため、委員長と選挙長の兼任は可能である。</p> <p>2 当選の効力について 前記1(2)のとおり、条例は地方自治法に基づき制定されている条例であることから、違法性はないと判断している。</p>	<p>ず、また、異動の可能性のあるような違法があつても、具体的事実につき異動を及ぼすことがなかつたことが充分立証される場合は、異動を及ぼすおそれがない場合と考へるべきである(「逐条解説公職選挙法改訂版(下)(ぎょうせい)黒瀬敏文・笠置隆範」1, 790頁参照)。</p> <p>そして、これらの無効原因及び選挙の結果に異動を及ぼすおそれに該当する事実は、選挙の無効を主張する申立人において立証する責任がある(最高裁判所昭和23年7月29日判決)。</p> <p>2 当選の効力について 当選の効力に関する争訟とは、「有効に行われた選挙において、当選人の決定が違法であること、すなわち、決定をした機関の構成若しくはその手続、各候補者の有効投票数の算定、または、当選人となり得る資格の有無の認定について違法があることを主張して、当選人と決定せられた者の当選の効力を争う争訟をいい、広く選挙の法規の違反、殊に当選人等の行為が同法中罰則に掲げる行為に該当することを理由として、当選の無効を主張する場合を含まないもの」と解するを相当とする。(昭和28年2月17日東京高等裁判所判決)とされている。</p> <p>また、公選法第251条においてその罰則に該当する行為につき有罪判決が確定することによりその当選を無効とする旨が定められていることから、当選人の違反行為の有無及び罰則の該当についての認定判断は、「専ら刑事上の訴追とその結果に委ねられているもの」と解すべきであり、仮に当選人が当該選挙に関して公選法上の罰則に掲げる罪を客観的に犯したとしても、当選人がその犯罪(但し、公職選挙法第251条所定の罪に限る。)により刑に処せられることのない限り、当該選挙に関して当選人が現実的に右罰則該当の行為をしたという事実のみを理由として当該当選人の当選無効訴訟を提起することはできない(平成4年12月17日名古屋高等裁判所判決)と解されている。</p> <p>3 公選法違反の審査判断について 公選法第7条の規定により、選挙の取締りは、選挙管理委員会ではなく、検察官、都道府県公安委員会の委員及び警察官がその任にあつたとされている。</p> <p>また、「当選人または選挙運動者もしくは出納責任者がその選挙に関し右のいずれかの選挙犯罪を犯したか否か、如何なる刑に処すべきかの判定は専ら刑事訴訟手続に従い裁判所の裁判によつてのみなされるべきものであることはいうまでもない。公職選挙において当選人と決定された者もしくは選挙運動総括主宰者等が公職選挙法のいずれかの罰則に違反する行為をしたか否か、これにつき如何なる刑に処すべきかの問題については、同法206条、207条所定の手続において異議決定もしくは訴願裁決をする選挙管理委員会または当選の効力に関する裁判をする裁判所はこれを審理判定する責務権限を有しない。」(昭和35年9月13日最高裁判所判決)とされており、「選挙管理委員会はもともと選挙違反に関する具体的案件につき当該行為が違法</p>
<p>当委員会は、本件審査の申立てを適法なものと認め、市委員会から弁明書及び証拠書類を、申立人から反論書及び証拠書類をそれぞれ徴するとともに、口頭意見陳述を実施するなど、慎重に審理し、その結果は、次のとおりである。</p> <p>第1 判断基準について 1 選挙の効力について およそ選挙が無効とされるのは、公選法第205条第1項の規定により、選挙の規定に違反することがあり、当該規定違反のために選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合に限られる。</p>	
<p>ここでいう「選挙の規定に違反すること」とは、「主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手続に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手続上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指称し、選挙人、候補者、選挙運動者等の選挙の取締りないし罰則規定違反の行為のごときは、これに当たるものではない」(最高裁判所昭和61年2月18日判決)とされている。</p> <p>また、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは、「その違反がなかつたならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実が生じたところと異つた結果の生ずる可能性のある場合をいう」(最高裁判所昭和29年9月24日判決)とされている。</p> <p>もつとも、上記可能性は、主観的な可能性ではなく、客観的なものでなければなら</p>	
<p>裁 決 の 理 由</p>	
<p>十 二</p>	

であるか否かの審査判断をなすべき義務も権限もなく違反行為を取締るべき地位にはない」(昭和50年2月26日東京高等裁判所判決)とされている。

当委員会は、こうした観点から、本件選挙及び本件選挙の当選人の当選が無効とされる場合に該当するか否かを判断する。

第2 当委員会の判断

1 選挙の効力について

(1) 申立人は、①市委員会が、労務者への茶菓等の現物支給が可能であると誤った解釈をして資料配布等したため、候補者が誤った解釈をした、②条例は地方自治法第204条の2違反であることから市委員会委員による給与等の不返還は業務上横領となり、また市委員会は市長及び市議会議員が公選法違反となるにもかかわらずこれを放置していたことになり、さらに選挙長や投票立会人等への報酬支出が違法となる、③市委員会委員長が本件選挙の選挙長を兼任することは地方自治法第182条に違反であると主張した上で、このような市委員会委員4名は第182条に規定する「人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するもの」とはいえず、同委員らが本件選挙の告示から当選人の決定までに関与したことは、本件選挙の手續に重大な影響があつたとして本件選挙の効力の無効又は取消しを求めている。

(2) この点、①について検討するに、公選法第139条は飲食物の提供を禁止しているが、「湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子」は、禁止の対象としておらず、「選挙運動員及び労務者に対してはもちろん、陣中見舞いに来た人々に提供することも差し支えない」(前掲「逐条解説公職選挙法改訂版(中)」1、129頁参照)とされていることから、市委員会の解釈に誤りは認められない。

また、申立人は、提供できる弁当の数について、総数の規制はあるが配分については自由であるとする市委員会の解釈に誤りがあると主張するが、公選法第139条但書の規定は、「弁当の提供は総数の制限はあつても一人一日三食に限られるものではなく、何食分を出してもよい」と解されるものであつて(前掲「逐条解説公職選挙法改訂版(中)」1、131頁参照)、市委員会の解釈に誤りは認められない。

以上のとおりであつて、市委員会がこの点の解釈にはそもそも誤りはなく、申立人の主張はその前提を欠く。

(3) また、②は要するに条例が地方自治法に違反しているとの主張であつて、選挙管理委員の人格の高潔性、政治及び選挙に関する公正な識見の有無との関連は認められない。

(4) さらに、③については、公選法第75条第3項は「選挙長は、当該選挙の選挙権を有する者の中から当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会の選任した者をもつて、(略)これに充てる」としており、市委員会委員長と選挙長の兼任を妨げる規定は存在しない。

したがつて、この点に地方自治法第182条違反は認められないのであつて、申立人の主張はその前提を欠く。

(5) 上記のとおりであつて、申立人の主張はいずれもその前提を欠く。加えて、そもそも選挙が無効とされるのは、選挙の規定に違反することがあり、当該規定違反のために選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合に限られるが、申立人は、市委員会委員が地方自治法第182条に違反しているとの独自の主張を述べるに留まり、選挙の規定に違反すること、選挙の結果に異動を及ぼす虞があることについて具体的な証拠を何ら示していない。

よつて、申立人の主張には理由がない。

2 当選の効力について

申立人は、現職の候補者が公選法第199条の2第1項及び第2項に違反していることから、本件選挙の当選人の当選が無効とすべきであると主張する。

しかし、上記第1の3の昭和35年9月13日最高裁判所判決及び昭和50年2月26日東京高等裁判所判決によれば、選挙管理委員会は選挙違反に関する具体的案件につき当該行為が違法であるか否かの審査判断をなすべき義務も権限もなく違反行為を取締るべき地位にない。

また、上記第1の2の昭和28年2月17日東京高等裁判所判決によれば、当選の効力に関する争訟とは、有効に行われた選挙において、当選人の決定が違法であること、すなわち、決定をした機関の構成若しくはその手續、各候補者の有効投票数の算定、又は当選人となり得る資格の有無の認定について違法があることを主張して、当選人と決定せられた者の当選の効力を争う争訟をいい、広く選挙の法規の違反、殊に当選人等の行為が同法中罰則に掲げる行為に該当することを理由として、当選の無効を主張する場合を含まないものとされていることから、申立人の主張は、当選人の当選を無効とする事由には当たらない。

よつて、本件における申立人の主張には理由がない。

3 まとめ

以上のとおり、本件選挙において、選挙の管理執行の手續及び当選人の決定の手續に関する明文の規定に違反する事実があつたとはいえないため、選挙の効力及び当選の効力を無効とする申立人の主張には理由がない。

申立人は、その余蘊々主張しているが、本件選挙が選挙の規定に違反すること、または、本件選挙の当選人の決定が違法であることにつき具体的な主張をするものではないことから、いずれの主張も採用できない。

よつて、当委員会は上文のとおり裁決する。

令和5年8月22日

千葉県選挙管理委員会委員長 菊 地 秀 樹

公安委員会告示

千葉県公安委員会告示第24号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の2第1項の規定により、次のおり運転免許取得者等教育を認定した。

令和5年9月22日

千葉県公安委員会委員長 羽田 明

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	運転免許取得者等教育に使用する施設名称及び所在地	運転免許取得者等教育の課程の区分	運転免許取得者等教育の課程の名称	認定年月日
一般財団法人千葉県自動車練習所 千葉県若葉区坂月町308番地 飯田 剛士	千葉県自動車練習所 千葉県若葉区坂月町308番地	運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号。以下「認定規則」という。）第1条第3号に掲げる課程	高齢者講習同等課程	令和4年1月2月9日
株式会社銚子大洋自動車教習所 銚子市長塚町三丁目654番地 澤田 裕江	銚子大洋自動車教習所 銚子市長塚町三丁目654番地	認定規則第1条第3号に掲げる課程	高齢者講習同等課程	令和4年1月2月13日
有限会社アソフイニイ 松戸市根木内681番地1 澁谷 八江子	松戸中央自動車学校 松戸市根木内681番地1	認定規則第1条第3号に掲げる課程	高齢者講習同等課程	令和4年1月2月16日
一般財団法人千葉県交通安全協会 千葉市中央区松ケ丘町20番地1	千葉第一自動車教習所 千葉市中央区松ケ丘町20番地1	認定規則第1条第3号に掲げる課程	高齢者講習同等課程	”

飯高 憲治 黒井産業株式会社 山形県山形市宮町二丁目11番9号 高橋 博剛	大多喜町自動車学校 夷隅郡大多喜町紺屋81番地1	認定規則第1条第3号に掲げる課程	高齢者講習同等課程	”
株式会社ヨシヤ 松戸市金ケ作418番地 生繁 尚子	松戸東自動車学校 松戸市金ケ作418番地	認定規則第1条第3号に掲げる課程	高齢者講習同等課程	令和4年1月2月22日
株式会社佐原自動車教習所 香取市佐原ホ1, 159番地 小沢 勝二	佐原自動車教習所 香取市佐原ホ1, 159番地	認定規則第1条第3号に掲げる課程	高齢者講習同等課程	令和4年1月2月23日
株式会社イースタンドライブングス 千葉県緑区平川町1, 614番地1 片岡 達也	イースタンドライブングス 千葉県緑区平川町1, 614番地1	認定規則第1条第3号に掲げる課程	高齢者講習同等課程	令和4年1月2月26日
一般財団法人木更津自動車学校 木更津市請西1, 541番地 田丸 幸男	木更津自動車学校 木更津市請西1, 541番地	認定規則第1条第3号に掲げる課程	高齢者講習同等課程	”
株式会社大原自動車教習所 いすみ市小池191番地の2 木嶋 讓	大原自動車教習所 いすみ市小池191番地の2	認定規則第1条第3号に掲げる課程	高齢者講習同等課程	令和4年1月2月27日
有限会社小見川自動車教習所	小見川自動車教習所 香取市小見川2, 0	認定規則第1条第3号に掲げる課程	高齢者講習同等課程	令和4年1月2月28日

香取市小見川 2, 073番地 鈴木 照吉	73番地		程	
株式会社八街自 動車教習所 八街市八街ほ 1, 035番地 47 平野 雅敏	八街自動車教習所 八街市八街ほ1, 0 35番地47	認定規則第1条第 3号に掲げる課程	高齢者講 習同等課 程	”

令和5年9月22日(金曜日)

千葉県公安委員会告示第25号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第108条の32の3第1項の規定により、
次のとおり運転免許取得者等検査を認定した。

令和5年9月22日

千葉県公安委員会委員長 羽田 明

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	運転免許取得者等検査に使用する施設名称及び所在地	運転免許取得者等検査の方法の区分	運転免許取得者等検査の方法の名称	認定年月日
一般財団法人千葉県自動車練習所 千葉県若葉区坂月町308番地 飯田 剛士	千葉県自動車練習所 千葉県若葉区坂月町308番地	運転免許取得者等検査の認定に関する規則(令和4年国家公安委員会規則第8号。以下「認定規則」という。)第1条第1号及び第2号に掲げる方法	認知機能検査同等 運転技能検査同等 方法	令和4年1月2月9日
株式会社銚子大洋自動車教習所 銚子市長塚町三丁目654番地 澤田 裕江	銚子大洋自動車教習所 銚子市長塚町三丁目654番地	認定規則第1条第1号及び第2号に掲げる方法	認知機能検査同等 運転技能検査同等 方法	令和4年1月2月13日

第13874号

有限会社アソ ン フイニイ 松戸市根木内6 81番地1 澁谷 八江子	松戸中央自動車学校 松戸市根木内681 番地1	認定規則第1条第 1号及び第2号に 掲げる方法	認知機能 検査同等 運転技能 検査同等 方法	令和4年1 月16日
一般財団法人千 葉市交通安全協 会 千葉県中央区松 ヶ丘町20番地 1 飯高 憲治	千葉第一自動車教習 所 千葉県中央区松ヶ丘 町20番地1	認定規則第1条第 1号及び第2号に 掲げる方法	認知機能 検査同等 運転技能 検査同等 方法	”
黒井産業株式会 社 山形県山形市宮 町二丁目11番 9号 高橋 博剛	大多喜町自動車学校 夷隅郡大多喜町紺屋 81番地1	認定規則第1条第 1号及び第2号に 掲げる方法	認知機能 検査同等 運転技能 検査同等 方法	”
株式会社ヨシヤ 松戸市金ヶ作4 18番地 生繁 尚子	松戸東自動車学校 松戸市金ヶ作418 番地	認定規則第1条第 1号及び第2号に 掲げる方法	認知機能 検査同等 運転技能 検査同等 方法	令和4年1 月22日
株式会社佐原自 動車教習所 香取市佐原ホ 1, 159番地 小沢 勝二	佐原自動車教習所 香取市佐原ホ1, 1 59番地	認定規則第1条第 1号及び第2号に 掲げる方法	認知機能 検査同等 運転技能 検査同等 方法	令和4年1 月23日
株式会社イース タンドライブ ングス 千葉市緑区平川	イースタンドライ ビングスクール 千葉市緑区平川町 1, 614番地1	認定規則第1条第 1号及び第2号に 掲げる方法	認知機能 検査同等 運転技能 検査同等 方法	令和4年1 月26日

町1, 614番地1 片岡 達也	木更津自動車学校 木更津市請西1, 541番地 田丸 幸男	認定規則第1条第1号及び第2号に掲げる方法	認知機能検査同方法	〃
株式会社大原自動車教習所 いすみ市小池191番地の2 木嶋 讓	大原自動車教習所 いすみ市小池191番地の2	認定規則第1条第1号及び第2号に掲げる方法	認知機能検査同方法	令和4年1月27日
有会社小見川自動車教習所 香取市小見川2, 073番地 鈴木 照吉	小見川自動車教習所 香取市小見川2, 073番地	認定規則第1条第1号及び第2号に掲げる方法	認知機能検査同方法	令和4年1月28日
株式会社八街自動車教習所 八街市八街ほ1, 035番地47 平野 雅敏	八街自動車教習所 八街市八街ほ1, 035番地47	認定規則第1条第1号及び第2号に掲げる方法	認知機能検査同方法	〃

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の新設の届出
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。
その届出及び添付書類は、令和五年九月二十二日から令和六年一月二十二日まで縦覧に供する。
なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮

すべき事項について意見を有する者は、令和五年九月二十二日から令和六年一月二十二日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。
令和五年九月二十二日
千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 届出の概要
 - 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称)クリエイト八街富山店
八街市富山字富山一、三三四番九〇
 - 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
イ 大規模小売店舗を設置する者の氏名等
株式会社クリエイトエス・デー 代表取締役 廣瀬泰三
株式会社クリエイトエス・デー 代表取締役 廣瀬泰三
ロ 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
株式会社クリエイトエス・デー 代表取締役 廣瀬泰三
神奈川県横浜市青葉区荏田西二丁目三番地二
 - 3 大規模小売店舗の新設をする日
令和六年四月三十日
 - 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
一、六二七平方メートル
 - 5 駐車場の収容台数
六七台
 - 6 駐車場の収容台数
四七台
 - 7 荷さばき施設の面積
七五平方メートル
 - 8 廃棄物等の保管施設の容量
三二立方メートル
 - 9 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻は午前九時、閉店時刻は午後九時
来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前八時三十分から午後九時三十分まで
 - 11 駐車場の自動車の出入口の数
一か所
 - 12 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時まで

二 届出年月日

令和五年八月二十九日

三 縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び八街市経済環境部商工観光課

土地改良事業計画の変更認可申請の適当の決定及び関係書類の縦覧

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、市原市海上土地改良区の市原市海上地区における土地改良事業（農業用排水施設の管理）計画の変更認可申請を適当と決定したので、その関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和五年九月二十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 縦覧に供する書類の名称

1 市原市海上土地改良区土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧期間

令和五年九月二十五日から十月二十三日まで

三 縦覧場所

市原市役所

都市計画生産緑地地区の関係図書の縦覧

令和五年九月二十二日富津市の變更に係る富津都市計画生産緑地地区の関係図書の送付があったので、都市計画法（昭和四十三年法律第九号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局公園緑地課において縦覧に供する。

令和五年九月二十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

特 定 調 達 公 告

この特定調達公告に掲載される入札公告等は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和五年九月22日

千葉県知事 熊谷 俊人

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量 警察用船舶「ぼうそう」中間検査整備 一式

(2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期限 令和6年3月29日

(4) 履行場所 千葉県知事が指定する場所

(5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 電子入札の利用 この案件は、電子入札システムで行う。ただし、電子入札により難しい者は、紙入札方式参加届出書を提出し、紙入札方式によることができる。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品等入札参加業者名簿に記載されている者のうち、物品においてAの等級に格付けされている者であること。

(3) この公告の日から開札の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。

(4) この公告の日から開札の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準（昭和57年12月1日制定）に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。

(5) 電子入札システムによる場合は、電子認証（ICカード）を取得していること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒260-8668 千葉県中央区長洲一丁目9番1号 千葉県警察本部総務部会計課 調度契約第三係 電話043(201)0110

(2) 電子入札システムのURL ちば電子調達システム <https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portaPublic/>

(3) 入札説明書の交付期間 令和5年9月22日から10月19日まで（千葉県の休日に関する条例（平成元年千葉県条例第1号）第1条に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(4) 入札書の提出期限

ア 電子入札システムによる場合の提出期限 令和5年11月6日午後5時

イ 紙入札方式による場合の提出期限 令和5年11月6日午後5時

(5) 開札の日時及び場所 令和5年11月7日午前9時30分 千葉県警察本部5階入

<p>札室 4 その他</p> <p>(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札保証金及び契約保証金</p> <p>ア 入札保証金 免除</p> <p>イ 契約保証金 千葉県財務規則 (昭和 39 年千葉県規則第 13 号の 2。以下「財務規則」という。) 第 99 条の規定によるものとする。</p> <p>(3) 入札者に要求される事項 入札者は、開札日の前日までの間において、千葉県知事から (4) により提出した申請書等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならぬ。</p> <p>(4) 入札参加資格の確認</p> <p>ア この一般競争入札に電子入札システムによる参加を希望する者は、別に指定するデータを次により電子入札システムの URL に提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。</p> <p>(ア) 提出期限 令和 5 年 10 月 19 日午後 5 時</p> <p>(イ) 提出先 3 (2) 電子入札システムの URL に同じ。</p> <p>イ この一般競争入札に紙入札方式による参加を希望する者は、3 (1) に示す場所において別に配布する一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料を次により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。</p> <p>(ア) 提出期限 令和 5 年 10 月 19 日午後 5 時</p> <p>(イ) 提出場所 3 (1) に示す場所</p> <p>(5) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められた義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札に関する条件に違反した入札書は、無効とする。</p> <p>(6) 契約書の作成の要否 要</p> <p>(7) 落札者の決定方法 この公告に示した業務を履行できると千葉県知事が判断した入札者であつて、財務規則第 109 条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行ったものを落札者とする。</p> <p>(8) 契約を締結しない場合における入札参加資格の取消し 落札者がこの公告に係る契約を締結しない場合は、入札条件の誤認や入札金額の錯誤等を認めたとときであつても、3 年以内の期間を定めて、入札参加資格を取り消すことがある。</p> <p>(9) その他 詳細は、入札説明書による。</p> <p>5 Summary</p>	<p>(1) Nature and quantity of the services to be required: Contract of the midterm inspection and maintenance service package of Police Boat "BOSO"</p> <p>(2) Time limit for tender: 5:00 p.m., 6 November, 2023</p> <p>(3) Contact point for the notice: Finance Division, General Affairs Department, Chiba Prefectural Police Headquarters, 1-9-1 Nagazu, Chuo-ku, Chiba-shi, Chiba Prefecture, 260-8668 Japan TEL 043-201-0110</p> <p>落札者等の公告 次のとおり落札者等について公告する。 令和 5 年 9 月 22 日</p> <p>千葉県知事 熊谷俊人</p> <p>【掲載順序】</p> <p>①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続</p> <p>⑦入札公告日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項</p> <p>①捜査用車 (ワゴン型) ほかに 1 品目 数量 捜査用車 (ワゴン型) 18 台 暴走族探証車 2 台 ②千葉県警察本部総務部会計課 千葉市中央区長洲一丁目 9 番 1 号 ③令和 5 年 8 月 22 日 ④千葉日産自動車株式会社 千葉市中央区本千葉町 9 番 21 号 ⑤ 84, 650, 960 円 ⑥一般競争入札 ⑦令和 5 年 7 月 7 日</p>
---	--

購読料

本号

一部

三〇円

発

行

者

千

葉

市

中

央

区

市

場

町

一

番

一

号

千

葉

県

購読申込先

〇四三(二三三)二六五八